

令和8年度広報ふじえだ編集業務プロポーザル方式実施要領

この要領は、令和8年度広報ふじえだ編集業務の契約候補事業者を、プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 事業目的

民間事業者の知識・技術・ノウハウ等を活用して「広報ふじえだ」を作成し、市民への発信力を高め、市民の市政への関心や理解、共感を得ることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度広報ふじえだ編集業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 実施形式 公募型プロポーザル方式
- (4) 委託額の上限 4,620,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 支払条件 各号の原稿データ納品完了後、各号の契約代金を支払う。
支払いは請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う。
- (6) 成果品等 別紙仕様書のとおり
- (7) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 当該業務に係る藤枝市物品の製造等に係る入札参加資格を有していること。
- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。
- (5) 法人にかかる国税・地方税等について、滞納がないこと。

4 スケジュール

内 容	期 間
公募開始	令和8年2月25日（水）
質問提出期限	令和8年3月 3日（火）午後5時
質問回答掲載	令和8年3月 5日（木）
参加申込書・提案書等提出期限	令和8年3月13日（金）午後5時必着
参加資格審査結果通知	令和8年3月17日（火）

内 容	期 間
プレゼンテーション	令和8年3月25日(水)
見積合せ執行	令和8年3月26日(木)以降 (契約候補事業者に別途通知)
随意契約締結	令和8年4月 1日(水)

(注) 本市の物品の製造等入札参加資格の審査を受けていない者の資格申請

プロポーザルに参加する者で、藤枝市物品の製造等入札参加資格の審査を受けていない者は、次に記載した期間及び場所により当該入札参加資格の認定を受けること。

- ・ 期間 令和8年2月25日(水) から令和8年3月12日(木) 午後5時まで
- ・ 場所 藤枝市役所 総務部 契約検査課

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年3月3日(火) 午後5時(必着)
- (2) 質問書の提出方法 任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールで提出すること。
持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。
- (3) 提出先 〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市企画創生部広報課
Eメールアドレス：info@city.fujieda.shizuoka.jp
- (4) 質問に対する回答 市ホームページに質問・回答内容を掲載する。
- (5) 回答掲載 令和8年3月5日(木)
- (6) 説明会 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込書・提案書等の提出

- (1) 参加申込および資格確認に必要な提出書類
 - ・ 参加申込書(様式1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (2) 企画提案に必要な書類
 - ア 会社概要(様式は任意)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
※経営規模(資本金、売上高等)を必ず記載すること。
 - イ 広報紙等制作業務実績調書(様式2)・・・・・・・・・・・・ 1部
 - ウ 業務の実施体制調書(様式3)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - エ 企画提案書(様式は任意)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6部
 - ・ 提案の紙面は、広報ふじえだの規格(別紙仕様書のとおり)に即して、原寸大かつフルカラーで作成すること。
 - ・ 令和7年度の紙面を基本とし、「表紙」、「市政ニュース」、「情報iファイル」、「イベント・講座情報」、「ふじえだの人」、「頑張れ!藤枝MYFC」、「子育てひろば」、「健康通信・休日当番医」、「相談窓口」、「図書館とびくす」「ふじえだハッピーフォト(裏表紙)」の紙面を作成すること。
 - ※ただし既存デザインのうち良いと考えるものは、既存デザインでの提案も可。

- ・次の紙面については、新たなデザインを提案すること。
 - ①「市政ニュース」のレイアウトと、タイトルなどのデザイン
 - ・毎号、見開き2ページを市政ニュースとして掲載する。
 - ・6～7記事掲載できるようなレイアウトとし、記事の大きさ等でレイアウトに変化をつける。記事の文字数は原則統一とする。なお、月によって記事数が変動する可能性があるため、対応できるようなデザインとする。
 - ②「情報iファイル」のレイアウトとタイトルなどのデザイン
 - ・各記事内の項目（対象・とき・ところ・申し込みなど）は一字のみの表記とする。（対象→対、とき→日、ところ→場、など）
 - ③「イベント・講座情報」のレイアウト・デザイン
 - ・現行の1ページを2ページに拡大し、現行の「情報iファイル」内で掲載している講座やイベント情報を集約して掲載する。
 - ・各記事内の項目（対象・とき・ところ・申し込みなど）は一字のみの表記とする。（対象→対、とき→日、ところ→場、など）

オ 作成スケジュール（様式は任意）・・・・・・・・・・ 1部

カ 見積書（明細書も添付。様式は任意）・・・・・・・・・・ 1部

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土・日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 提出先

上記5（3）と同様

(6) 上記3及び6（1）の参加資格審査結果は、令和8年3月17日（火）までにEメールで通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由についてEメール（任意様式）にて説明を求めることができる。回答はEメールにより行う。

7 選定方法

(1) 参加資格審査

参加資格審査は、本プロポーザルに参加申込をした者から提出された書類によって、実施要領3で定める参加資格を満たすか、広報ふじえだ編集業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）事務局が書類審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

候補事業者の選定にあたっては、プレゼンテーションを開催し、企画・提案の内容、事業の実施能力等をプロポーザル方式審査委員会で評価、採点する。

①開催日時

令和8年3月25日（水）午後1時35分から順次実施

※実施時間は参加事業者に別途連絡する。

②会場

藤枝市役所

③説明時間

説明 15分以内、質疑応答 15分程度

※説明準備は説明時間に含めない。また、説明は制限時間を超えた場合、途中で終了とする。

④説明方法

説明者は、本業務に携わる担当者3名以内とし、説明は企画提案書等に従い簡素明瞭に行うこと。追加提案や追加資料の配布は原則として認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・ディスプレイ画面による説明は許可する。この場合、パソコンは参加事業者が用意すること。(ディスプレイ画面は藤枝市が用意する)

⑤審査項目及び評価の視点

別表1のとおり

⑥審査方法

ア 候補事業者の選定は、別表1に基づき各審査委員の評価した点数を集計して行うこととし、最も評価点の高い提案事業者を、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

イ 委託業務の品質確保を図る為、候補事業者の選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点が60%未満だった場合は、失格とする。

8 参加申込者の失格要件

- (1) 応募資格を満たさない事業者又は契約候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった事業者の場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合

9 提案書の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル方式実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 上記(1)から(3)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

10 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めない。

11 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

12 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して通知する。

参加資格審査においては、参加資格審査結果通知書（様式4）を通知する。

藤枝市はプロポーザル方式審査委員会の審査結果を「プロポーザル方式審査結果通知書（様式5）」で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

- (1) 最高得点者の名称
- (2) 全参加事業者の名称
- (3) 審査項目及び配点表
- (4) 全参加事業者の評価点

13 契約の締結

藤枝市は契約候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。ただし、契約候補事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補事業者を契約先相手方に選定する。

14 留意事項

- (1) 本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは令和8年度契約の準備行為として行うものであり、予算措置がされない場合は、本プロポーザルと契約候補事業者との見積合せを取りやめることがある。
- (3) 契約日は令和8年4月1日とする。

15 問い合わせ先

藤枝市 企画創生部 広報課	電 話	054-643-3108
	ファクス	054-643-3604
	メ ール	info@city.fujieda.shizuoka.jp

別表 1

審査項目及び評価の視点

審査項目		評価の視点	評価基準点					
			A	B	C	D	E	
			5点	4点	3点	2点	1点	
1	「市政ニュース」への評価	デザイン、レイアウト	見開きページとなっても読みやすいデザイン、レイアウトになっているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
2		文字の読みやすさ	文字の大きさや配置など、読みやすくなっているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
3	「情報フェア」への評価	デザイン、レイアウト	情報を探しやすく、また視認性を高める工夫がされているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
4		文字の読みやすさ	文字の大きさや配置など、読みやすくなっているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
5	「イベント情報」への評価	デザイン、レイアウト	情報を探しやすく、また視認性を高める工夫がされているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
6		文字の読みやすさ	文字の大きさや配置など、読みやすくなっているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
7	紙面全体の評価	レイアウト	全体に統一感があり、写真の大きさが適当で見やすい工夫がされているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
8		デザイン	すべての人に配慮したユニバーサルデザインとなっているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
9		写真の取扱い	写真の大きさを工夫して、一枚一枚の動きが伝わる構図になっているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
10	編集・校正		編集・校正に際し、入力誤りや修正漏れがないよう体制が取られているか	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
合 計				50点満点				